入札後審査型一般競争入札公告共通事項

第１　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。）

２　入札書提出期限日から落札者決定の日までの間に、香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和５９年香川県告示第４５６号。以下「措置要領」という。）による指名停止期間中の者でないこと。

３　破産法（平成１６年法律第７５号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和５５年香川県告示第４２７号。以下「資格基準」という。）第３条第３項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

(2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、資格基準第３条第３項の規定に基づく資格審査において格付を受けたもの

第２　入札書の提出

１　入札書の提出方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

入札期間は、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書の提出」のとおりとする。

２　香川県電子入札運用基準(建設工事及び建設コンサルタント業務等)（以下「電子入札運用基準」という。）の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による入札書を持参により提出することができる。この場合は、開札日前で契約担当者の指定する日時及び場所に持参すること。

第３　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

第４　入札書に添付して提出する書類

１　入札参加希望者は、第２の電子入札システムによる入札書提出を行う際、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書に添付して提出する書類」に掲げる書類（以下「添付資料」という。）の電子ファイルを入札書に添付して提出しなければならない。ただし、電子入札運用基準の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による添付資料を持参により提出することができる。この場合は、開札日前で契約担当者の指定する日時及び場所に持参すること。

２　入札公告個別事項において、「工場製作を含む工事」である旨が明記されている場合は、下記のとおりとする。

(1)　工場での製作のみが行われている期間（以下「工場製作期間」という。）とそれ以外の期間（以下「現場施工期間」という。）の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。

(2)　工場製作期間と現場施工期間で異なる技術者を配置する場合は、それぞれの技術者について別葉で入札参加資格確認申請書添付書類「配置予定技術者(様式第３号)」を提出すること。

なお、提出にあたっては、工場製作期間と現場施工期間の別を記載すること。

(3)　配置予定技術者の工事経験については、工場製作期間と現場施工期間で異なる技術者を配置するか否かに関わらず、現場施工期間に配置する技術者にのみ求めるものであり、現場施工期間の２分の１以上の施工経験があれば、入札公告個別事項「入札参加資格」の「配置予定技術者」に掲げる従事期間の要件を満たすものとする。

３　その他

(1)　添付資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(2)　提出された添付資料は、返却しない。

(3)　提出後、添付資料の差替え、追加及び再提出は認めない。

(4)　電子契約（県が指定した電子契約サービスの利用に限る。）を可とする工事にあって、電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

第5 入札の無効等

1　添付資料を期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

2　入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

3　入札回数は１回とし、入札公告個別事項「入札に付する事項」の「予定価格」に示す予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を超える入札をした者は失格とする。

4　最低制限価格を設定した工事においては、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。

第６　入札保証金及び契約保証金

1　入札保証金　入札保証金の納付は、免除する。

2　契約保証金　請負代金額の１００分の１０以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第７　開札の執行及び落札候補者の決定方法

1　開札日時及び場所については、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」のとおりとする。

2　価格競争の場合の落札候補者の決定方法

入札公告個別事項「入札に付する事項」に示す落札方式が価格競争の場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格（最低制限価格を設定した工事は、最低制限価格を下らない最低の価格）をもって入札をした者を落札候補者とした上で、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより第１順位の落札候補者を決定するものとする。

3　総合評価方式の場合の落札候補者の決定方法

入札公告個別事項「入札に付する事項」に示す落札方式が総合評価方式の場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者で、かつ、入札公告個別事項「入札参加資格」の「共通事項で示す資格要件」、「特定建設業許可」、「令和８年度香川県建設工事指名競争入札参加資格者名簿登載」及び「営業所の拠点」を全て満たしている者のうち、入札公告個別事項「総合評価に関する事項」の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を、香川県総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）へ意見聴取した上で、落札候補者とする。ただし、総合評価委員会が意見聴取を不要と認める場合は、同委員会への意見聴取を行わず落札候補者を決定するものとする。

落札候補者となるべき評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札候補者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより第１順位の落札候補者を決定するものとする。

第８　入札参加資格の事後確認及び落札者の決定方法

1　落札候補者が提出する追加資料

開札後、落札候補者となった者へは、電話連絡等により、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「追加資料の提出」に掲げる書類（以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとする。連絡を受けた者は、追加資料を入札公告個別事項「追加資料の提出」に掲げる期限、場所に提出しなければならない。ただし、当該落札候補者が入札書に添付して提出した書類から入札参加資格が明らかに認められない場合は、当該落札候補者に追加資料の提出を求めないことができる。

2　落札者の決定方法

落札候補者から提出された添付資料及び追加資料（前項の規定により提出を求めた場合に限る。）の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。追加資料を期限までに提出しない場合又は入札参加資格が認められなかった場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から追加資料の提出を求め、審査を行うものとする。ただし、当該次順位者が入札書に添付して提出した書類から入札参加資格が明らかに認められない場合は、当該次順位者に追加資料の提出を求めないことができる。

なお、落札者が決定するまで順に同様の手続きを行うものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価方式の場合は、評価値の最も高い者）を

落札者とすることがある。

3　落札者の通知

落札者が決定した場合は、入札参加者に対して、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙による入札参加者については、落札者の場合のみ書面により通知をし、他の場合は、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。

4　無効通知書

入札参加資格が認められなかった者については、電子入札システムにより、無効通知書を送付するものとする。紙による入札参加者については、書面により通知するものとする。

5　その他

ア　追加資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　提出された追加資料は、返却しない。

第９　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

1　第8の２の審査により入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して説明を求めることができる。

2　１の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を持参若しくは郵送（提出期限内必着）又は電子入札システムの説明要求機能により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。

提出期限　第８の４の通知をした日の翌日から起算して５日以内（県の休日を除く。）

提出時間　８時３０分から１７時１５分まで（１２時から１３時までを除く。）

提出場所　入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」に掲げる場所

3　１の説明を求めた者に対する回答は、２の請求期限日の翌日から起算して５日以内（県の休日を除く。）に、書面又は電子入札システムにより行う。

4　３の回答に不服がある者は、知事に対して苦情の申立てを行うことができる。申立て方法及び期限については、３の回答に合わせて通知する。

5　４の苦情の申立てについては、香川県入札監視委員会が審議を行う。

第10　契約の締結に関する事項

1　工事請負契約書作成の要否　　要する。

2　落札者となった場合は、工事請負契約書の作成の前に、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者届出書を契約担当者に提出すること。ただし、契約担当者が書面による確認は必要ないと判断したときは、この限りでない。

3　第11の１に記載する中間前金払は、部分払との選択制となるので、対象となる工事(請負代金額200万円以上)について落札者となった者は、工事請負契約書の作成の前に選択届出書を契約担当者に提出すること。

4　この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律により分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた対象建設工事に該当する場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を工事請負契約書に記載するため、落札者は落札決定後に行う協議に応じること。

5　予定価格が５億円以上の入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年香川県条例第２７号）第２条の規定により、香川県議会の議決が必要である。

6　落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告個別事項「入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第11　支払条件

1　前払金

(1)　前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額200万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。ただし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、請負代金額の100分の10以内の額を支払う。

(2)　中間前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額200万円以上の工事につき、香川県建設工事執行規則（昭和３９年香川県規則第５４号）第36条第３項各号に掲げる要件に該当するものについて、請負代金額の100分の20以内の額を支払う。ただし、部分払を選択した場合及び低入札価格

調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、支払わない。

(3)　債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合は、(1)、(2)に替えて、以下のとおりとする。

ア　前払金の保証契約締結に基づき希望により、別途締結する年度協定書により定める当該会計年度の出来形予定額が 200 万円以上の工事につき、当該会計年度の出来高予定額の 100 分の 40 以内の額を支払う。ただし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、出来高予定額の 100 分の 10 以内の額を支払う。

イ　中間前払金の保証契約締結に基づき希望により、別途締結する年度協定書により定める当該会計年度の出来形予定額が 200 万円以上の工事につき、当該会計年度について、香川県建設工事執行規則第 36 条第３項各号に掲げる要件に該当するものについて、当該会計年度の出来高予定額の 100 分の 20 以内の額を支払う。ただし、部分払を選択した場合及び低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、支払わない。

（中間前金払を選択した場合でも、基準を満たさない会計年度については、部分払のみ行う。）

２　部分払

請負代金額 100 万円以上の工事について、完成前に、出来形部分並びに工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、香川県建設工事執行規則第３７条に規定する回数の範囲内で、希望により支払う。ただし、中間前金払を選択した場合は支払わない。

第 12　その他

１　入札参加者は、この公告のほか、香川県建設工事執行規則、入札公告個別事項、競争入札参加者の入札心得、香川県電子入札運用基準及び、香川県工事請負契約約款の内容を遵守しなければならない。

２　次に掲げる場合は、措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。

(1) 添付書類及び追加資料に虚偽の記載をした場合

(2) 正当な理由（他の案件を落札したこと等により配置予定技術者を配置できなくなる場合）がなく落札候補者が追加資料を期限までに提出しない場合

(3) 入札金額に錯誤があるとして、入札の無効を申し出た場合

(4) 落札者が契約を締結しない場合

(5) その他入札に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合

３　入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書に添付して提出する書類」において、配置予定技術者についての様式の提出を求めている工事においては、落札者は、当該様式に記載した配置予定技術者から現場に配置する監理(主任)技術者（建設業法第２６条第３項に規定する工事の場合は、専任の監理(主任)技術者。以下同じ。）を選任すること。

また、工場製作期間と現場施工期間で異なる技術者を配置する場合は、それぞれの配置予定技術者から選任すること。

なお、落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理(主任)技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

４　現場代理人については原則として工事現場に常駐することになっているが、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、あらかじめ工事打合簿の書面により常駐を要しない期間を明確にしたうえで、工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる。

５　現場に配置する監理(主任)技術者は、病休・死亡・出産・育児・介護・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合及び、以下に示す場合において工事の施工等に支障がないと認められるときを除き、変更を認めない。

・変更が認められる場合

(1)受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(2)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

(3)一つの契約工期が多年に及ぶ場合

上記理由により配置技術者を変更する場合は、入札公告個別事項「入札参加資格」の「配置予定技術者」に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

６　次に掲げる期間は現場に配置する監理(主任)技術者の工事現場への専任を要しない。ただし、専任を要

しない期間は、工事打合簿の書面により明確にすることとする。
・専任を要しない期間
⑴請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
⑵工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
⑶橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
⑷工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間